

11.5 刑を言い渡された者の移送に関する条約(受刑者移送条約)(抄)

作成 一九八三年三月二日(欧州評議会)
 効力発生 一九八五年七月一日
 日本国 二〇〇二年七月三日国会承認、二〇〇三年
 二月一七日加入書寄託、二〇〇三年
 二月一八日公布及び告示(条約第一号、
 二〇〇三年六月一日効力発生)

前文(略)

第一条(定義)この条約の適用上、

- a 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剥(はく)奪を伴うものをいう。
- b 「判決」とは、刑を命ずる裁判所の決定又は命令をいう。
- c 「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国をいう。
- d 「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。

第二条(一般原則) 1 締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。

- 2 一の締約国の領域において刑を言い渡された者は、自己に命ぜられた刑に服するため、この条約に従い他の締約国の領域に移送されることができる。このため、当該者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。

- 3 裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要

請することができる。

第三条(移送の条件) 1 刑を言い渡された者については、次の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

- a 当該者が執行国の国民であること。

b 判決が確定していること。

c 移送の要請があつた時に、当該者が刑に服する期間として少なくとも六箇月の期間が残つていること又は刑の期間が定められていないこと。

- d 当該者が移送に同意していること又は裁判国若しくは執行国のいずれかの国が当該者の年齢、身体の状態若しくは精神の状態を考慮して必要と認める場合には当該者の法律上の代理人が移送に同意していること。

e 刑が命ぜられたことの理由となつた作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

f 裁判国及び執行国が移送に同意していること。

締約国は、例外的な場合には、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1cに規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。

- 3 いずれの国も、この条約への署名の時又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、欧州評議会事務局長にあつた加入書その他の締約国との関係において第九条1a及び1bに規定するいずれかの手続の適用を除外する意思を有することを明示することができる。

4 いずれの国も、欧州評議会事務局長にあつた宣言により、当該国に関する限りにおいて、この条約の適用上、「国民」という語をいつでも定義することができる。

第四条(情報を提供する義務) 1 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知

する。

2 裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合に、判決が確定した後できるだけ速やかに、執行国にその旨を通報する。

3 2の通報には、次の事項を含む。

a 刑を言い渡された者の氏名、生年月日及び出生地
b 当該者が執行国に住所を有する場合には、執行国における住所
c 刑の根拠となつた事実
d 刑の性質、期間及び開始日

4 裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合に、当該執行国の要請により3に掲げる事項を執行国に通報する。

5 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し1から4までの規定に従つてとつたすべての措置及びいづれかの国が移送の要請について行つたすべての決定を書面により通知する。

第五條 要請及び回答 1 移送の要請及び回答は、書面により行う。

2 要請は、要請国の法務省が要請を受ける国の法務省あてに行う。回答は、要請の場合と同一の経路により通報される。

3 いずれかの締約国も、欧州評議会事務局長にあてた宣言により、通報のための他の経路を利用すること

4 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかを明示することができる。

5 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかを明示することができる。

第六條 補助的な文書 (略)

第七條 同意及びその確認 1 裁判国は、第三條1dの規定に従つて移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的効果について十分な知識をもつて、同意することを確保する。同意の付与に關する

手続は、裁判国の法令により規律される。

2 裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従つて行われたことを領事又は執行国と合意した他の公務員を通じて確認する機会を与える。

第八條 裁判国に対する移送の効果 1 執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。

2 裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。

第九條 執行国に対する移送の効果 1 執行国の権限のある当局は、次のいずれかのことを行う。

a 次条に規定する条件の下で、直接に行ふ
b 裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の法令が規定する制裁に代えるために、第一條に規定する条件の下で、司法手続又は行政手続に従い裁判国の刑を執行国の決定に転換すること。

2 執行国は、要請がある場合には、刑を言い渡された者の移送の前に、1a又はbのいずれの手続に従うかについて裁判国に通報する。

3 刑の執行については、執行国の法令により規律され、及び執行国のみがすべての適当な決定を行う権限を有する。

4 精神の状態を理由として犯罪を行つたことについて刑事上の責任を有しないとされた者に対して他の締約国の領域においてとられた措置を実施するに当たり、自国の法令上1に定める手続をとることができない国であつて自国において処遇するため当該者を受け入れる用意のあるものは、欧州評議会事務局長にあてた宣言により、このような場合において従う手続について明示することができる。

第一〇條 刑の執行の継続 1 刑の執行を継続する場合に、執行国は、裁判国において決定された刑の

法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

2 もっとも、執行国は、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない場合又は自国の法令が要求する場合には、裁判所又は行政上の命令により、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自国の法令が規定する刑罰又は措置に合わせる事ができる。刑罰又は措置は、その性質に関して、執行国に引き刑として命ぜられた刑罰又は措置にできる限り合致するものとする。刑罰又は措置は、その性質又は期間については、裁判国において命ぜられた制裁より重いものとしてはならず、かつ、執行国の法令に規定する最も重いものを超えてはならない。

第一一條 刑の転換 1 刑の転換を行う場合には、執行国の法令に規定する手続を適用する。刑の転換を行う場合において、権限のある当局は、次の条件に従う。

a 裁判国において言い渡された判決から明示的又は默示的に認められる限りにおいて、その判決の事実の認定に拘束される。

b 自由の剥(はく)奪を伴う制裁を財産上の不利益を課する制裁に転換することはできない。

c 刑を言い渡された者が服した、自由を剥(はく)奪されたすべての期間を差し引く。

d 刑を言い渡された者の制裁の状態をより重いものとしてではなく、かつ、当該者の行つた犯罪行為について執行国の法令が定める最も軽いものに拘束されない。

2 執行国は、刑を言い渡された者の移送の後に刑の転換のための手続を行う場合には、その手続の結果が出るまでの間、当該者を留置し、又は他の方法により執行国における当該者の所在を確実にする。

第一二條 特赦、大赦及び減刑 締約国は、自国の憲法又は他の法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。

第一三條 判決に対する再審 裁判国のみが判決に対す

る再審の請求について決定する権利を有する。

第一四条 刑の執行の終了 執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

第二五条 刑の執行に関する情報

第一一条 (通過)

第一七条 (言語及び費用)

第一八条 (署名及び効力発生)

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の非加盟国の署名のために開放しておく。この条約は、批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

2 この条約は、欧州評議会の三の加盟国が、この条約に拘束されることに同意する旨を1の規定に従つて表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨を2の要件が満たされた日以後に表明する署名国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第一九条 (欧州評議会の非加盟国の加入) 1 この条約の効力発生の後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国との協議の後に、欧州評議会規程第二〇条dに規定する多数の議決であつて同委員会に出席する資格を有するすべての締約国の代表の賛成票を含むものによる決定により、欧州評議会の非加盟国で前条1の規定に該当しない国に対してこの条約に加入するよう要請することができる。

2 この条約は、この条約に加入する国については、加入書を欧州評議会事務局長に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第二〇条 (領域的適用範囲) 1 いずれの国も、署名の時又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この条約を適用する領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その後いつでも、欧州評議会事務局長にあつた宣言により、その宣言において特定された他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、同事務局長が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 1及び2の規定に基づき行われたいかなる宣言も、その宣言において特定された領域について、欧州評議会事務局長にあつた通告により撤回することができる。撤回は、同事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第二一条 (時間的適用範囲) この条約は、その効力発生の日の前又は以後に命ぜられた刑の執行について適用する。

第二二条 (他の条約及び協定との関係) 1 この条約は、刑事についての国際協力に関する他の条約であつて対質又は証言の目的のための拘禁された者の移送について規定するもの及び犯罪人の引渡しに関する条約から生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 二以上の締約国が、刑を言い渡された者の移送に関する協定若しくは条約を締結し若しくは刑を言い渡された者の移送に関する他の方法による固有の関係を設定している場合又は将来そのような協定若しくは条約を締結し若しくはそのような関係を設定する場合には、この条約に代えて当該協定若しくは条約を適用し又は当該他の方法による関係を規律する権利を有する。

3 この条約は、刑事の判決の国際的な効力に関する

欧州条約の締約国が同条約の規定を補足し又は同条約に定める原則の適用を促進するために同条約の取扱う事項について二国間又は多数国間の協定を締結する権利に影響を及ぼすものではない。

4 移送の要請が、この条約に加えて、刑事の判決の国際的な効力に関する欧州条約又は刑を言い渡された者の移送に関する他の協定若しくは条約の適用を受ける場合には、要請国は、要請の時にいずれの条約に基づいて要請を行うかを明示する。

第二三条 友好的な解決 欧州評議会の犯罪問題に関する欧州委員会は、この条約の適用に関して常時通報を受けるものとし、この条約の適用から生ずるいかなる問題についても友好的な解決を促進するために必要なことを行う。

第二四条 (廃棄)

第二五条 (通報)

略